

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学旅費支給規程

平成16年4月1日

規程第 68 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の業務のため旅行する役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対し支給する旅費について必要な基準を定めることを目的とする。

2 役職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、本学の規約又は法令に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員の職務 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学役員報酬規程（平成16年規程第44号）に規定する報酬を受ける者の職務をいう。

(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

(4) 出張 役職員が業務のため一時本学を離れて旅行し、又は役職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(5) 赴任 新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため旧居住地から新居住地に旅行し、又は転籍を命ぜられた職員がその転籍に伴う移転のため旧居住地から新居住地に旅行することをいう。

(6) 帰住 役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(7) 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号）に規定する一般職基本給表による当該級の職務及び一般職基本給表の適用を受けない者について国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学旅費支給細則（平成16年細則第13号。以下「旅費支給細則」という。）に定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存

する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 役職員が出張した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

（1）役職員が出張のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

（2）役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

（3）役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

（4）役職員が、出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

（5）役職員が、出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

3 役職員が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第1号又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）第20条第1項若しくは第2項第1号若しくは第4号又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成17年規則第1号）第11条第1項若しくは第2項第1号又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則（平成16年規則第3号）第11条第1項若しくは第2項第1号又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則（平成29年規則第1号）第13条第1項若しくは第2項第1号の規定に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 役職員以外の者が、本学の依頼又は要求に応じ旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で旅費支給細則に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失

した旅費額の範囲内で本規程で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、学長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の当該旅行の事前に発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合にはこの限りではない。

5 旅行命令権者は、前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合にはできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項は、旅費支給細則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

- 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
 - 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
 - 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
 - 9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
 - 10 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

(旅費の計算)

- 第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。
- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。
 - 3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

- 第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために、出張地以外の地に居住又は滞在する者が、本学以外であり、かつその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が本学から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、本学から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、経理責任者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、旅行命令の変更等により旅費の金額に変更が生じた場合、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 経理責任者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 経理責任者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、学長がその後においてその者に対し支給する旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、旅費支給細則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において

「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 役員の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃
 - ハ 1級の職務にある者については、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 10級以下の職務にある者については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 役員の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

- (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

- 第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。
- 2 役員の職務にある者が特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った料金

(車賃)

- 第17条 車賃の額は、旅客運賃による。

(日当)

- 第18条 日当の額は、別表第1の定額による。
- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合は、前項の規定にかかわらず日当は支給しない。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

- 第19条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。
- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

- 第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。
- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(同一地域内旅行の旅費)

- 第21条 同一地域内における旅行については、当該旅行にかかる日当が支給される場合、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。
- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第14条、第15条又は第17条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 第18条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費
- (2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から本学までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から本学までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 役職員が赴任中に死亡した場合は、国立大学奈良先端科学技術大学院大学赴任旅費支給規程(平成16年規程第69号。以下「赴任旅費支給規程」という。)の規定に準じて計算した死亡地から新居住地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、赴任旅費支給規程第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合は、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、赴任旅費支給規程第20条第1項第1号中「採用された日又は転籍を命ぜられた日」とあるのは、「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は

航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第25条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 役員の職務又は7級以上の職務にある者については、最上級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 役員の職務又は7級以上の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第26条 船賃の額は、次の各号に規定する現に支払った旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員の職務又は7級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、6級以下2級以上の職務にある者については役員の職務又は7級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については最下級の運賃
 - ロ 最上級の運賃を三に区分する船舶による旅行の場合には、役員の職務又は7級以上の職務にある者については中級の運賃、6級以下の職務にある者については下級の運賃
 - ハ 最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

- (3) 役員の職務又は7級以上の職務にある者が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第27条 航空賃の額は、次の各号に規定する現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
- イ 役員の職務にある者のうち学長については、最上級の運賃
 - ロ 役員の職務にある者（イに該当する者を除く。）、7級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として旅費支給細則で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする6級又は5級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - ハ 6級以下の職務にある者（ロに該当する者を除く。）については、ロに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃
- イ 役員の職務又は7級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする6級又は5級の職務にある者については、上級の運賃
 - ロ 6級以下の職務にある者（イに該当する者を除く。）については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (4) 役員の職務にある者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃
- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第28条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

- 2 第25条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。
- 3 食卓料の額は、別表第2の定額による。
- 4 第18条第3項、第19条第2項及び第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(旅行雑費)

第29条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、航空券発券手数料、旅客サービス施設使用料等の実費額による。

(死亡手当)

第30条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、別表第3の定額による。

2 役職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 役職員が出張中に死亡した場合には、当該役職員の死亡が本邦における場合には、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

(2) 役職員が赴任中に死亡した場合には、第23条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額

3 第23条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(同一地域内旅行の旅費)

第31条 第21条第1項及び第2項の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「第14条、第15条又は第17条」とあるのは、「第25条、第26条又は第27条第2項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)

第32条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、役職員が外国の出張地において退職等となった場合において旧出張地から本学に帰らないで当該退職等に伴う旅行をした場合は、次の各号に規定する旅費を支給する。

(1) 退職等の日から退職等を知った日までの旧出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に旧出張地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

イ 退職等を知った日の翌日からその出発の前日まで旧出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分をこえることができない。

ロ 赴任旅費支給規程に準じて計算した旧出張地から居住地までの前職務相当の旅費（赴任旅費支給規程で定める着後手当を除く。）

第4章 雑則

(旅費の調整)

第33条 学長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 学長は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(実施規定)

第34条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、旅費支給細則で定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年11月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学旅費支給規程の規定は、平成20年4月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月12日から施行し、平成29年4月1日以降の旅行から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

別表第1（第18条、第19条及び第20条関係）

内国旅行の旅費（日当、宿泊料及び食卓料）

区 分		役員の職務にある者	7級以上の職務にある者	6級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
日当（1日につき）		3,000円	2,600円	2,200円	1,700円
宿泊料 （1夜につき）	甲地方	14,800円	13,100円	10,900円	8,700円
	乙地方	13,300円	11,800円	9,800円	7,800円
食卓料 （1夜につき）		3,000円	2,600円	2,200円	1,700円

備 考

1. 宿泊料の欄中甲地方とは、次の各号に規定する地域とする。
 - 一 埼玉県 さいたま市
 - 二 千葉県 千葉市
 - 三 東京都 特別区
 - 四 神奈川県 横浜市、川崎市
 - 五 愛知県 名古屋市
 - 六 京都府 京都市
 - 七 大阪府 大阪市、堺市
 - 八 兵庫県 神戸市
 - 九 広島県 広島市
 - 十 福岡県 福岡市
2. 宿泊料の欄中乙地方とは、1に規定する地域以外をいう。
3. 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものと見なす。

別表第2（第28条関係）

外国旅行の旅費(日当、宿泊料及び食卓料)

区 分		役員の職務にある者	7級以上の職務にある者	6級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者
日 当 (1日に つき)	指定都市	8,300円	7,200円	6,200円	5,300円
	甲地方	7,000円	6,200円	5,200円	4,400円
	乙地方	5,600円	5,000円	4,200円	3,600円
	丙地方	5,100円	4,500円	3,800円	3,200円
宿 泊 料 (1夜に つき)	指定都市	25,700円	22,500円	19,300円	16,100円
	甲地方	21,500円	18,800円	16,100円	13,400円
	乙地方	17,200円	15,100円	12,900円	10,800円
	丙地方	15,500円	13,500円	11,600円	9,700円
食 卓 料		7,700円	6,700円	5,800円	4,800円

備 考

1. 外国は、次の各号に規定する地域に区分するものとする。

一 北米地域

北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)

二 欧州地域

ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

三 中近東地域

- アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
- 四 アジア地域(本邦を除く。)
- アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
- 五 中南米地域
- メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
- 六 大洋州地域
- オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)
- 七 アフリカ地域
- アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
- 八 南極地域
- 南極大陸及び周辺の島しょ

2. 表中の「指定都市、甲地方、乙地方、丙地方」とは、次の各号に規定する地域とする。

一 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域

二 甲地方

北米地域、欧州地域、中近東地域として1で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

三 乙地方

指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)

四 丙地方

アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として1で定める地域のうち指定都市以外の地域でインドシナ半島(シンガポール、

タイ、ミャンマー、マレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

3. 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第3（第30条関係）

外国旅行の旅費(死亡手当)

区 分	死 亡 手 当
役員の職務にある者	512,000 円
9 級以上の職務にある者	464,000 円
8 級又は 7 級の職務にある者	416,000 円
6 級の職務にある者	392,000 円
5 級又は 4 級の職務にある者	368,000 円
3 級以下の職務にある者	320,000 円